## 令和7年度

# 雇用関係助成金説明会のご案内

事業主様向け雇用関係各種助成金制度についての概要や申請手続き等についてご説明いたします。この機会に是非ご参加ください。

## 対象助成金

- ◆65歳超雇用推進助成金
- ◆障害者雇用納付金制度 に基づく助成金
- ◆キャリアアップ助成金
- ◆人材開発支援助成金



日時	場所
11月10日(月) 13:30~15:30	ポリテクセンター長野
【定員30名】	長野市吉田4-25-12
11月14日(金) 13:30~15:30	ポリテクセンター松本
【定員20名】	松本市寿北7-17-1
11月28日(金) 13:30~15:30	ポリテクセンター長野
【定員30名】	長野市吉田4-25-12
12月10日(水) 13:30~15:30	ハローワーク諏訪 岡谷出張所
【定員30名】	岡谷市中央町1-8-4
12月12日(金) 13:30~15:30	上田創造館(コミュニティーホール小)
【定員20名】	上田市上田原1640

※申込みがない会場については開催を中止する場合があります

参加希望日の前日までに、裏面申込書にて

ファクシミリ (FAX:026-243-2077)

または、Eメール(<u>nagano-kosyo@jeed.go.jp</u>) で、お申込みください。

主催:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部

共催:長野労働局・ハローワーク

## 雇用関係助成金説明会 参加申込書

#### ▶貴社名

▶ T E L

▶参加人数及び所属部署名

▶参加希望日

月  $\Box$ 

▶参加希望会場

#### 65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用管理改善、高年齢 の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成しま す。

□ 65歳超継続雇用促進コース 65歳以上への定年の引上げ等をする場合

□ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース 高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する場合

□ 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者へ の転換を実施する場合

#### 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用にあたり、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図 るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇い入れや 雇用の継続が困難であると認められる場合に事業主等に対して 助成します。

□ 障害者作業施設設置等助成金

障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業 施設等の設置・整備を行う場合

□ 障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者のために、福利厚生施設の設置・整備 等を行う場合

□ 障害者介助等助成金(介助者·職場支援員等配置)

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理に必要な介助者等 の配置・委嘱の措置を行う場合

障害者の職場定着を図るため職場支援員を配置する場合

□ 障害者介助等助成金(職場復帰支援)

職場復帰のために必要な職場適応措置を行い、中途障害者等 を職場復帰させる場合

□ 職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者によ る支援を実施する場合

□ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するため の措置を行う場合

□ 障害者雇用相談援助助成金

障害者の雇い入れおよびその雇用の継続を図るために必要な 一連の雇用管理に関する援助の事業(障害者雇用相談援助事業) を当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に助成

#### お問い合わせ・お申し込み

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 〒381-0043 長野市吉田4-25-12

ポリテクセンター長野 内 高齢・障害者業務課

TEL: 026-258-6001 FAX: 026-243-2077

E-mail: nagano-kosyo@jeed.go.jp

#### キャリアアップ助成金

有期・無期雇用労働者(短時間労働者および派遣労働者を含む 以下「有期雇用労働者等」という。)といったいわゆる非正規雇用 労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、 処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

□ 正社員化コース

正規雇用労働者に転換または直接雇用する場合

□ 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換する 場合

□ 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増 額改定し、その規定を適用した場合

□ 賃金規定等共通化コース

正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに作成し、適用した

□ 賞与・退職金制度導入コース

賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した 場合

□ 社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、手当 等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施する場合
□ 短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、労働時間 の延長等により労働者の収入を増加させた場合

#### 人材開発支援助成金

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職 業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して 職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための 職業訓練等を計画に沿って実施した場合に訓練経費や訓練期間 中の賃金の一部等を助成します。

人材育成支援コー

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練や有期契約 労働者等に対し正規雇用労働者等に転換をするための訓練を実 施した場合

□ 教育訓練休暇等付与コース

有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して 訓練を受けた場合

□ 人への投資促進コース

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練、労 働者が自発的に行う訓練、サブスクリプション型の研修サービス による訓練等を実施した場合

□ 事業展開等リスキリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技 能を習得させるための訓練を実施した場合

※ 参加申込書はJEED長野支部ホームページからもダウン ロードできます。

https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagano/